

このたび、貴会からいただいた「民主党代表選挙立候補者に対する公開質問状」につきまして、下記のとおり御回答申し上げます。

菅 直人

【項目１】円高是正・デフレ経済脱却及び成長戦略の推進

６月から政権を担って３ヵ月ですが、その間、できるだけ地方に出かけて、雇用や中小企業の実情を見、現場の声に耳を傾けてきました。

国民が、今、一番求めているのは「雇用創造」と「不安解消」です。そのため、「雇用」を起点とした改革を推進します。新成長戦略を着実に実施し、医療・介護、環境分野等で新規雇用を創出し、経済成長につなげていきます。

この新成長戦略を実現するため、「新成長戦略実現会議」を新設して「新成長戦略」を着実に実施します。

当面の経済対策については、８月末に「経済対策の基本方針」を決定し、これに基づき、９月１０日に経済対策を策定します。即効性があり、重要・雇用創出効果が高い施策を盛り込み、予備費（９２００億円）を使って迅速に実施します。為替については、引き続き為替の動向について注視していくとともに、必要な時には断固たる措置をとります。

【項目２】国家像と地域主権改革に対する決意

現在のような中央集権型の画一的な行政では、地域の多様性に対応した政策の実現には限界があります。また、私は常日頃から申しているように市民活動から政治の世界に入りました。政治の原点は市民の主権であると考えています。

今日のように成熟した社会においては、集権的な明治維新とは逆方向の改革、つまり、国民が、地域の住民として、自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負えるよう、市民主体の、地域主体の国家をつくるべきだと考えています。

「地域主権改革」は、住民参加による行政や地域社会を実現するものです。市民主体の、地域主体の社会を実現するためには、補完性の原理に基づく地域主権改革の推進が不可欠であり、この改革は、国のあり方を根本から見直す重要なものなのです。

6月に閣議決定された地域主権戦略大綱に基づき、私が議長を務める地域主権戦略会議で、現在、地域主権改革の具体化を進めています。しかしこの改革は、官僚に任せ切りにしたのでは、十分にその目的を達成することはできません。私は議長として適時適切、かつ明確にリーダーシップを発揮し、各論の議論をさらに深め、地域主権改革を確実に推進してまいります。

【項目3】大胆な地域主権改革の実行

（1）地域主権改革関連3法案の早期成立

地域主権改革関連3法案は、国と地方の協議の場の法制化をはじめとする民主党政権が進める地域主権改革の第一弾に位置づけられる極めて重要な法案です。その早期成立に向けて、地方公共団体の皆さんとも強力な連携を保ちつつ、野党の皆さんにも積極的な御理解を頂きながら、最大限の努力を行ってまいります。

（2）義務付け・枠付けの見直し、権限移譲の推進

義務付け・枠付けの見直し、権限移譲の推進は、前政権下では全く実現しなかったものですが、政権交代以後、多くの項目について何らかの見直し・移譲を進めることが可能になっております。今後さらに、分権改革推進委員会の勧告に沿ったものとするため、地方公共団体の意見も十分に踏まえながら、地域主権戦略会議において、着実に検討を行うこととしております。

特に福祉施設の基準等、地方からの要望が強いにも関わらず勧告通りの見直しとされていない項目については、地域主権一括法案において検討規定を設けているところであり、関係法律の施行の状況等を勘案し、その基準のあり方について検討を行うこととしています。

（3）国の出先機関の原則廃止

国の出先機関改革については、地域主権戦略大綱に基づき、各府省において、地方公共団体側の意見・要望等も踏まえ、「自己仕分け」を実施したところです。今後は、地域主権戦略会議において、各府省からの報告を精査し、同大綱で示した考え方に基づき、自ら事務・権限の仕分けを行い、年内を目途に、個々の出先機関の取扱方針やその実現に向けた工程等を定めた「アクション・プラン（仮称）」を策定する予定です。この際、全国一律・一斉に取り扱うのではなく、地方の発意による選択的实施による柔軟な取組を可能とする仕組みを検討・構築します。

(4) 地方交付税の復元・増額

地方交付税を含めた地方の一般財源総額は、「財政運営戦略」に定める「中期財政フレーム」において、平成 22 年度の水準を実質的に下回らないよう確保することとしております。地方交付税は、この方針に基づき、今後の税收見込み等を踏まえつつ、地方の財政運営に支障が生じないように、年末の地方財政対策において適切に対処してまいります。

また地方交付税制度については、その本来の財政調整機能・財源保障機能が適切に発揮されるよう対応してまいります。

(5) 国と地方の税財源配分のあり方の見直しと地方環境税の創設

国・地方の税源配分のあり方については、税制改正大綱や地域主権戦略大綱に沿って、国と地方の役割分担の大幅な見直しと併せて、それぞれの担う役割に見合った形へと国・地方間の税財源の配分のあり方を見直していきます。その見直しに当たっては、地方税收の安定性や税源の偏在性も配慮すべきと考えております。

また、地方環境税等を含む地球温暖化対策に係る税制の取り扱いについては、税制調査会での議論を踏まえ、検討していきたいと考えています。

(6) 一括交付金の検討

一括交付金化は、国と地方のあり方を抜本的に見直す地域主権改革の突破口となる革命的ともいえる重要な改革です。「基本的な考え方（平成 22 年 5 月 24 日 地域主権戦略会議提示）」を踏まえつつ、地域主権戦略大綱に沿って、今後、地方の来年度予算編成に間に合うよう具体的な制度設計を進めることとしております。その際、地方の意見にも耳を傾けながら、地方の円滑な行政サービスの提供や安定的な財政運営にも十分配慮すると同時に、各省の縦割りにとらわれず、地方の自由裁量拡大に資するものとしてまいります。

(7) 直轄事業負担金制度の抜本的改革

直轄事業負担金の問題は、国と地方の役割分担のあり方や今後の社会資本整備のあり方等、地域主権改革の実現に関する様々な課題と密接に関連するものです。このため、地方公共団体の意見を聞きながら、関連する諸制度の取り扱いを含めて検討を行い、平成 25 年度までの間に、現行の直轄事業負担金の制度の廃止とその後のあり方について結論を得ることとしております。

【項目 4】税制抜本改革

税制の抜本改革については、国の徹底した無駄の排除と合わせ、議論を進めていく必要があると考えております。特に社会保障制度改革を、財源の問題と一体で議論することも必要です。これらの改革は、地方の皆さんはもとより、政府の行政刷新会議や税制調査会及び党の政策調査会、さらに他党にも呼びかけて、国をあげて議論を進めたいと考えております。

【項目 5】子ども手当・新しい高齢者医療制度への対応

子ども手当については、財源を確保しつつ、現行の 1 万 3 千円からの上積みを目指しますが、地域の実情に応じ、現金給付だけでなく保育の充実等現物給付にも代えられるようにすべく検討していきます。

また、新しい高齢者医療制度については、厚生労働大臣の下で検討を行っており、去る 8 月 20 日、その骨格を明らかにしたところであり、本年末までに具体的な成案を得た上で、来年の通常国会に関連法案を提出する予定です。

どちらの課題についても、国民の意見に率直に耳を傾けると同時に、制度運用の中心的役割を担って頂く地方公共団体の皆さんと、国と地方の協議の場等を通して意見を聞きながら検討してまいります。

国と地方の協議の場は、国と地方が、これまでの上下主従の関係から真の対等協力の関係となるために極めて重要なものと認識しております。今後の諸施策の円滑な展開に当たり、両者の話し合いによる国と地方の協議の場を、十分に活用すべきものと考えております。